

## 西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について

西九州大学の研究費不正使用防止における責任体系について、平成 19 年 11 月 1 日制定の「西九州大学研究費不正使用防止規程」の第 4 条～第 6 条に基づき以下の表のとおりとする。

	職 名
最高管理責任者	学 長
統括管理責任者	事 務 局 長
部局等責任者	健康福祉学部 健康栄養学科長 健康福祉学部 社会福祉学科長
部局等責任者	リハビリテーション学部 ハビリテーション学科長
部局等責任者	子ども学部 子ども学科長
部局等責任者	健康福祉学研究科長